

2004年度の経過報告

1 はじめに

船橋市の学童保育に今年も4月現在で2911名の児童が入所出来ました。一昨年から3年連続して増設が認められるなど、運動が徐々に実り、とりわけ学区外に唯一設置されていた法典西ルーム設置問題に大きな前進がありました。しかしながら未だ多くの待機児童がいることや指導員の労働条件等の未解決な問題があります。

また、今年各ルームでの父母会の育成と各父母会との連携を強化し、とかく衰退する公設公営の父母会のあり方を考えて行きたいと思えます。

(1) 要求の前進・運動の前進

今年も4ルームで増設が予定されていること。引き続き来年度以降に増設が計画されて、抜本的な待機児童解消の方向に踏み出したこと。

特に法典西ルームが学校内に移転決定したこと。

各ルームに非常勤指導員が3名配置されたこと。

運動の前進としては、第4回がくどうまつりが、約1200人の参加で成功をおさめるとともに、「千葉県学童研究集会」も成功したこと。

(2) 今後早急に改善が求められている事項

しかし、ルームが一層拡充されるために、早急実現しなければならない課題も多く、新しい問題が発生していることも事実です。具体的には、

切実な要求として、ルームの増設や4年生以上が入所できるようにすること。(当面の緊急措置を含めて)

指導員の勤務労働条件で、低い賃金がさらに削減され、やりがいを持っているにもかかわらず、生活できず退職を余儀なくされる指導員が多く、保育水準の維持向上を妨げる要因になっていること。

放課後ルームの設置基準や運営基準を文書化し明確にすること。

担当課、指導員、保護者の関係を改善し、力を合わせてより良いルームを作るために各ルームでの父母会活動を積極的に支援すること。

(3) 上記事項を改善するために、今までの運動を継続的に進めるとともに、今後重点的に取り組むこととして、

定例会や「がくどうほいくふなばし」、ホームページなどで、父母会の交流を活発に行い、父母の要求を積極的に取り上げることを通じて、単位父母会の活動の活性化と市連協の組織強化を図ることです。

今年度はこれらの運動に力点を置き、各父母会の運動・市連協の運動を活発に展開していきましょう。

付属資料

<千葉県学童保育連絡協議会 定期総会議案より抜粋>	23
<船橋市保育問題協議会 議案より抜粋>	22

2 船橋市に対してルーム拡充の運動を行いましょ

(1) 待機児童を出さないためにはルームの増設がどうしても必要です

市連協では昨年(15年度2ルーム、16年度6ルーム)に続けと、増設について特に力を入れてきました。その結果、増設の必要性を市当局も理解していただけたようで、17年度については、4ルームの増設が予定されています。

今年度の取組みとしては、市児童育成課との懇談を2月に1回程度、役員を中心に積極的に行いました。交流会は、11月24日に市役所の会議室で行われ、要望書の回答を中心にルームの増設問題、安全管理体制等について話し合われました。

各父母会でも、法典西、海神南、行田西・東など独自に要望書の提出し、増設などについては、今後も各父母会で対応することが重要です。

今年は、22ルーム150人が入所できませんでした。3年生以下は、3ルーム16人で、3年生以下でも入所できないルームは昨年より少なくはなりましたが、不許可ルーム数が増加しています。市は入所できない児童に対しては、近隣ルームを紹介するなど市連協の要望を取り入れた対応をしていただいておりますが、詳細な情報提供は十分に行われていません。

	ルーム数・人数	不許可ルーム
3年生以下	3ルーム16人	峰台、古和釜、中野木
4年生以上	22ルーム150人	上記3ルームの他 行田東・西、習志野台第一・第二、海神南、小栗原、八栄、八木が谷北、法典東、船橋、高根台第二、湊町、三山、高郷、前原、南本町、飯山満南、海神、大穴北

これらを解決するためには、条例改正がどうしても必要ですが、現在、運用されている基準を明確化していくことも重要と考えます。市連協では、市への重点要望として基準の明確化、4年生以上も入所できるよう条例改正も引き続き要望していきます。

(2) 4年生以上の児童が入所できるために、当面の緊急措置と条例改正を求めます

今年も4年生以上で入所できなかった児童が134人でした。これを解決するためには、条例改正がどうしても必要です。市連協では、市への重点要望として位置づけてきました。

懇談の中で、条例の改正、夏休み、春休みなど長期休暇中の入所について要望しました。児童育成課は、夏休みについて対応を検討するとの回答がありました。その後の懇談の時、「むずかしい」との回答がありました。引き続きねばり強く要望するとともに、増設を進めることが重要です。

(3) 父母・指導員・船橋市の協力体制をつくる問題

子どもたちの安定的な生活を保障するために、保護者、指導員、市行政が協力しあうことは不可欠な課題です。市は15年度から、ルームの行事に父母が参加できるようになりました。各ルームでは様々な工夫を凝らして、行事が行われるようになりましたが、未だ父母が参加する行事が組めなかったルームもありました。私たちは、ルームの行事が父母と指導員の交流を深め、信頼関係を構築するには、格好の機会と考えています。多くの父母が参加しやすい日程や行事を開催してもらうなどの取り組みが必要です。

第4回がくどうまつりでは、市で後援いただき、チラシを全ルームで配布等してもらうなどの協力をいただきました。

(4) 指導員の安定した配置と安心して働ける待遇の改善

1 , 劣悪な労働条件

55カ所の放課後ルームには約376人(非常勤職員192人 臨時職員184人 4月1日現在)の指導員が働いています。現場には常勤職員は一人もいません。児童ホーム園長(常勤職員)がルームの園長を兼ねていますが、放課後ルームの現場にいる訳ではないので、実情が伝わりにくい点があります。

指導員の労働条件は以下の通りです。

	身 分	勤務時間	時 給	備 考
ルーム指導員	非常勤	6時間×5日/週	1310円	試験資格 保育士、教員免許等 採用は競争試験
補助指導員	臨 時	5時間×5日/週	900円	採用は選考
パート指導員	”	5時間×4日/週	900円	採用は選考 ルーム指導員の週休日に勤務(火木金土)
三季パート指導員	”	5時間×5日/週	900円	採用は選考 夏冬春休みの一日開設日に勤務

臨時職員は、1年間を超えて任用できないとされているので、「6ヶ月雇用」を2回繰り返した後、「2週間」の待機期間を置いている。(いったん、年度末(3月末)に臨時職員全員の雇用期間を切るため、採用期間が6ヶ月に満たない場合もある)

「短期雇用」という理由で定期昇給制度や一時金制度、退職金制度ではなく、年収は120~200万円程度となります。

このように実収入が少なく、年齢加算がされない(「加算」どころか「人事院勧告」がマイナスとなっていることで、この間減給が続いている)実情です。

このために、指導員の中には(特に若い指導員)「他の仕事に就くまでのつなぎ」として考える方も少なくありません。公設開始初年度に採用された指導員のうち、この4年間で54人が退職しました(率にすると40%)。指導員(非常勤職員)が不足することで、年度途中の異動(配置換え)も発生しています。

指導員の入れ替わりが激しい現状の中で、指導員と子どもと関係作りが希薄になったり、子どもを理解するノウハウの蓄積がされにくいという弊害が生まれています。赴任先のルームで、初対面の子どもたちから「先生はいつまでいるの?」と言われるという話しもめずらしくありません。

学童保育の生活内容を安定的なものにするために、指導員が長く働ける条件を確立することは避けて通れない課題です。

2. 大規模化、職員の配置基準

増設がすすめられた一方で、学童保育の大規模化がすすみました。95年度申請数は3000人を超え、100人を超えるマンモスルームが3か所になりました。1ルーム2施設はまだしも、1施設で多数の子どもを受け入れることで生じる問題は、指導員の人数を増やすだけでは解決することはできません。なぜなら、ルームの生活はそのルーム全体で営まれるために、ひとり一人の指導員がその集団全員の子どもを把握しなければならないからです。

05年度も増設計画があり、子どもにゆとりある放課後を過ごさせるための改善が必要になっています。

一方、指導員の配置基準は、組合と担当課の協議の末、すべてのルームに非常勤3人体制が実現しました。

<05年度配置基準>

	0~20人	21~40人	41~50人	51~60人	61~70人	71~80人	81~90人	91~100人
非常勤	2	2	3	3	4	4	5	5
事故対 (非常勤)	1	1	0	0	0	0	0	0
補助	0	0	1	1	0	1	0	1
パート	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	4	4	5	5	5	6	6	7

1) 障害を持つ児童の受け入れの場合、3名につき1名の補助指導員を配置している(障害の程度により多少の違いあり)。

(5) 法典西移転問題

あれは忘れもしない3月1日の朝のこと。『広報ふなばし』を見た瞬間、思わずガッツポーズをとってしまいました。なんと一面に法典西小放課後ルームの学内移転が予算化されたことが書いてあるではありませんか。もう万々歳のあらしです。

なにはともあれ、ルーム父母会関係者と連絡をとりあい、喜びを分かち合いました。

この後、地元の市議会議員さんにお会いする機会があり、移転問題について詳細を伺いました。そして3月の市議会本会議においては、移転問題についての議会質問があり、担当課からの正式な回答・答弁を得ることができました。そしてめでたく予算案が議会通過。

駆け足で通り過ぎてきた1ヶ月でしたが、これにより17年度内の校内移転が正式に決定し、あとは移転時期と新ルームの建築内容について、具体的協議へ論点が移って参りました。

法典西小学校放課後ルームが塚田小学校区内に建設され、ルームまで片道20分の道のりを雨の日も風の日も毎日歩いて通所し続けてはや5年・・・

設立当初から校内への移転問題を提起し、市の関係諸機関との粘り強い交渉を続けてきた初期の父母会関係者は、すでに子どもが卒業したり退所したりして、移転の恩恵にあずかれない方が多数いらっしゃいます。にもかかわらず、多くの方が今回の移転決定を当事者のことのように喜んでくださいました。

このように諸先輩方の長年の交渉・努力の積み重ねの結果、今回の大きな一歩を踏み出すことができたのだと実感しております。そして運動の手法・細かなノウハウについて多くのご指導・助言を与えてくださった市連協関係者の皆様、地域の問題としてたくさんの署名を集めてくださった地元自治会等地域住民の皆様、この場をお借りして深く感謝するとともに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

そして今後とも法典西小学校放課後ルームの子どもたちを暖かくお見守りください。

3 2004年の市連協の船橋市に対する要望項目について

7月28日に、船橋市保育問題協議会の団体といっしょに市に要望書を提出しました。市連協は、6月の定期総会に第1次案を提案し、定例会での討議をへて、15項目の要望書を提出しました。その後、10月14日に各担当課が出席し、回答内容について質疑応答の時間がもたれました。

11月24日に各父母会からの参加者を含めて、15項目についての懇談を児童育成課長と行いました。また市保問協としては、12月1日に、市長代行としての助役との懇談が行われました。昨年より懇談の時期が早まり、私たちの要望が市に反映されやすくなりました。市連協では、増設問題を中心に父母の要望を伝え、早急に増設を行いよう訴えました。

放課後ルームに関する2004年度要望について

要望書	回答書
<p>放課後ルームが公設公営となり5年目を迎えました。この間放課後ルーム事業の発展にご尽力いただき、心からお礼申し上げます。今後も放課後ルーム事業が「全児童対策事業」(すべての児童を対象とした放課後事業)に吸収されることのないようにお願いします。</p> <p>昨年度は、6ルームの増設を決定して頂きました。しかし、なお待機児童も多く、定員オーバーするルームが19ルームに増えました。今後は待機児童を絶対ださない措置をとってください。そのため次の点を要望します。</p> <p>a)今年4月に定員超え入所となった19ルーム待機児童177名(増設計画のある6ルームを含む)について早急に増設計画を策定し、増設してください。</p> <p>b)増設にあたっては、学区内に新設することも含め、当該ルーム父母・父母会の意見を十分聞いて進めてください。</p> <p>c)大規模ルームが増えています。40名を超える大規模ルームは順次分割・増設して適正規模にしてください。</p>	<p>本市におきましては、公設公営で放課後ルーム事業を設置、運営しておりますが、現在のところ「全児童対策事業」に移行することは考えておりません。</p> <p>a)施設の整備については、今後の児童推移等を勘案しながら、増設計画を進めてまいります。</p> <p>b)施設の内容等につきましては、父母会等のご意見を伺い、可能なものについては、取り入れるように努めております。</p> <p>c)施設の増設につきましては、校内敷地等の状況、制限等もあり40人以上のルームを全て分割、増設することは困難であります。</p>

障害をもつ児童を受け入れているルームでは、現在の指導員配置基準では、必ずしも対応出来ているとは思えません。ルームでの業況を調査し条件整備を行ってください。

4年生以上の放課後ルームへの入所を希望する児童が増えています(今年度は377人)。そのため次の点を要望します。

- a)「4年生以上の児童も積極的に受け入れるよう配慮されたい」(2001年12月20日の厚生労働省課長通知〔雇児育発第114号〕)との通知に基づいて、4年生以上の児童を積極的に受け入れてください。
- b)厚生労働省は「登録されなかった児童数」を把握して「利用したい児童全てが利用できるよう整備する」ことを方針として打ち出しています。4年生以上の児童についても入所募集し、希望者数を考慮したルームの増設を行ってください。
- c)市の放課後ルーム条例を改正して、6年生までを対象児童としてください。
- d)春休み、夏休みには4年生以上も定員の120%枠で入所出来るようにしてください。
- e)入所している児童の継続申し込みは、郵送以外に各ルームでも受け付ける様にしてください。

また、3年生以上にも翌年度の入所申込書を配布してください。

法典西小学校の子供たちが通いやすい場所に、法典西放課後ルームを設置して下さい。この問題は平成16年度中に解決の方向を明示してください。それが出来るまでの間、法典西小学校内に一時待機場所を設置してください。

市策定の非常時の連絡体制、避難計画を文書化して父母にも手交し説明して下さい。(例えば、台風・震災・子どものけが等)昨今、児童に対する暴力行為が増加するなか、避難口が1ヶ所しかないルームについては、早急に対策をしてください。また、

障害をお持ちの児童については、体験入所における専門家の意見を踏まえて、指導員の加配を行っておりますが、今後も各ルームの状況を踏まえ対応してまいります。

a) b) c) d)

本市の放課後ルーム事業については、小学校1年生から3年生までを定員の対象としており、夏休み等を含めて、定員の対象学年の変更は考えておりません。

法典西放課後ルームの移設につきましては、現施設の設置経緯があり、この課題解決に向けて努力しておりますが、現時点では明示できませんのでご理解ください。

非常勤の連絡体制、非難計画等については、各ルームごとに作成し、保護者会においてもご説明申しあげております。また、避難口が1ヶ所しかないルームについては、現状においては指導員が安全面に注意することで対応しております。不審者に対する非常用警報機材等については、今後設

各ルームに非常時用にサイレンなど近隣に通報できる機材を設置してください。さらにルームからの緊急通報が、一斉に関係機関（市・警察・消防・警備会社）に流れるシステムを随時導入してください。

不審者情報が放課後ルームにも伝わるよう周知徹底して下さい。なお、その場合の対応マニュアルの作成と父母への説明を行ってください。

指導員研修に緊急救命手当の講習と他に病気（けいれん、ぜん息等）の処置方法の講習も行ってください。

入所児童数が増えています。設備・備品・遊具・本・消耗品などの予算を増やしてください。

おやつは学校の栄養士の意見も十分聞いて決めてください。どこまで手を加えてよいかのガイドラインとそのメニューを例示し、指導員にも徹底してください。ルームによるおやつ工夫の差も著しくあります。おやつの内容について研修を行うとともに、指導員間の情報交換も行って下さい。

放課後の児童健全育成を目的とした事業である放課後ルームは、指導員及び父母の協力によって成り立ちます。よって以下の事項を徹底させて下さい。

- a) ルームでの子供たちの生活状況の報告として保護者懇談会の開催。（最低4半期ごとに）
- b) ルーム行事を父母も参加出来るような条件で（土曜日など）実施出来るよう行ってください。
- c) ルームの円滑な活動を支えるために学校でのPTAと同様な関係を父母と指導員との間に構築するようにして下さい。そのために、父母会の設立と運営に積極的に協力してください。
- d) 父母会組織を公民館のサークル扱いにし、父母会会場を無料で提供してください。

置を検討するとともに、不審者に関する情報の伝達体制についても整備してまいります。

毎年の指導員研修会のプログラムに救急救命を取り入れて検収を行っておりますが、その中で講師とも相談し、可能であれば他の病気の救急処置方法について検討してまいります。

設備、備品、遊具、本、消耗品等は、必要に応じて予算措置してまいります。

おやつについては、食中毒等に関する安全面から市販のものを提供しております。

a) b) c)

保護者懇談会、父母会の参加できるルーム行事等については、各ルームにより状況がことなりますので、これらの行事の開催については全てのルームに統一的に指導することは考えておりません。また、父母会の設立、運営に関しましても同様に考えておりますが、既に設立されている父母会については、できる範囲内で協力してまいります。

d) 本市の公民館の使用料については、原則有料ですが、「船橋市公民館使用料減免の対象となる使用者に関する要綱」により、減免措置が規定されております。現在、しない25の公民館で活動している公民館サークルは、社会教育関係団体として登録され、公民館使用料の減免の扱いをうけております。ご希望のありました父母会組織につきましては、放課後ルームに係わる組織であり、社会教育に関する事業を行うこ

<p>放課後ルームにとって指導員の役割は大変重要です。</p> <p>a) 「基本方針」に定めている、「放課後児童指導員(注:非常勤一般職)は、児童の定員40人に対して3人配置する」を守ってください。</p> <p>b) 児童数が40人をこえるルームは、児童数に比例して(児童13人に指導員1人の割合で)放課後児童指導員(非常勤一般職)を配置してください。特に障害児を受け入れるルームにおいては、なお一層の配慮をして下さい。</p> <p>c) 年度途中で放課後児童指導員(非常勤一般職)に欠員が生じた場合も、補欠合格者(採用待機者)から順次採用するなど、非常勤一般職と同等の資格者が補充されるような採用方法にしてください。</p> <p>ルームでの格差をなくすため、指導員研修会に指導員情報交換の場を築いて下さい。</p> <p>昨年度も多くの指導員が退職しています。これは重大な問題と考えています。子どもたちが安心して放課後ルームに通うためには、指導員が継続して働けることがどうしても必要です。指導員の賃金・労働条件、身分保障について抜本的な改善をはかってください。</p> <p>一度に複数の指導員が異動するようなことは、原則としてやめてください。</p> <p>公設公営に移行にあたり職を失った前指導員に対し、引き続き市の職のあっせんをしてください。</p>	<p>とを目的とする社会教育関係団体とは趣旨を異にするものであります。したがって、当該団体を公民館サークル扱いにすることはできませんので、ご理解願います。</p> <p>ルーム職員の配置及び採用については、今後も職員の意見を聞きながら充実を図る方向で検討してまいります。</p> <p>本年、障害児の対応に関する研修会において、情報交換の場を設けたところですが、今後も職員の意見を聞きながら情報交換も含めて、研修会の内容を充実させてまいります。</p> <p>職員の勤務条件については、市全体の非常勤職員との均衡を配慮しながら、必要に応じて対応してまいります。</p> <p>職員の異動につきましては、勤務年数、経験年数、年齢等全体のバランスを考慮した中で対応してまいります。</p> <p>市の臨時職員等の登録は職員課で対応しております。</p>
---	--

4 要望の実現をめざして国・県・市への働きかけを強めよう

(1) 国への働きかけ

地方6団体が小泉総理に「補助金の一般財源化」を要望し、学童保育の補助金も対象となりました。全国学童保育連絡協議会では10月に地方6団体あてに要望書を提出し、11月に地方6団体、各政党に要請に回りました。学童保育の予算は、厚生保険特別会計から支出されていたので、一般財源化はされませんでした。しかし、前年度予算と比べて、予算の組み方が大きく変わりました。3月上旬にこれまであった「大規模加算」「時間延長加算」「障害児受け入れ加算」「土日祝日開設加算」が廃止され、一律約32万円が上乘せされるという説明がありました。これらの補助金を受けていた学童保育では、総額90万円もの削減になる深刻な問題を生む予算であることから、全国学童保育連絡協議会は、各地域連絡協議会が都道府県・市町村に対して3月中に働き掛けられるように情報を提供し、「補助金問題に対する緊急提起」を配布し課題に取り組むよう呼び掛けました。4月18日には「障害児加算」と「時間延長加算」が復活されるという通知がありました。迅速な運動が実を結んだと言えます。

次世代育成支援対策の行動計画については、運営委員会等で情報を伝え合い、その中で課題・問題点を共有し、各地域連絡協議会の運動の参考になったとの声が多くありました。

地域子ども教室推進事業に関しては、全国学童保育連絡協議会も事務局にメンバーとして加わり、学童保育とは役割が違うことを伝えてきました。また、各地域ではどのようにこの事業が進められているかの情報交換もしてきました。

指定管理者制度の学習会を4月9日に行い、問題点と運動の課題を認識し、各地で起きている指定管理者制度導入の動きや、それに対する交流を行いました。

大規模化した学童保育が急激に増えていることが深刻な問題になっていることから、改めて学童保育の役割を確認し、大規模での弊害を認識しつつ、適正規模になるように分離・増設が重要であり、行政に対しては「1学校区に1学童保育」にとどまらず、適正人数を越えているところには、1学校区に複数の設置を強く要望していくことを掲げました。

全児童対策事業との統合や、学童保育を廃止してしまう動きが広がっていることから、社会に向けてアピール性のある取り組みとして、「子育てシンポジウム」を3月に開催しました。また、川崎での問題や実態を検証し、全児童対策事業（余裕教室等を活用したすべての児童の放課後の遊び場提供事業）は学童保育の代わりにはならないことを確認しました。

(2) 県への働きかけ

学童保育事業のガイドライン化

県連協は、県内における学童保育事業（放課後児童健全育成事業）の充実を県に求めるべく、千葉県知事堂本暁子氏に対して平成 16 年 8 月 23 日付けで要望書を提出しました。

要望書では、県が果たすべき役割として、市町村が学童保育の質的量的拡充に取り組むために、学童保育の実施ガイドラインを策定することを求めています。また、ガイドライン策定における「私たちが求める学童保育の設置・運営基準（全国学童保育連絡協議会が策定）」の重要性と、ガイドラインの実効性を担保する予算措置の必要性も指摘しています。具体的には、学童保育の適正規模を明確にし、大規模化を阻止することで、学童保育の新設・分離を進め、指導員の労働環境を整備することで、学童保育を安定させ、質的な拡充を目指すことを求めています。

また、法によってその目的と対象が明確にされている学童保育事業が、「全児童対策事業」などの「すべての児童」を対象とした事業に解消されないことを明記し、市町村に対して適切な指導を行うことも求めています。

県による回答（現状報告）は、「県としては現在、次世代育成支援アクションプラン（仮称）を作成中であり、この計画の中で、放課後児童クラブの基準作成についても検討しております。」としていて、今後も積極的な働きかけが求められます。

県単事業の予算化

平成 16 年度の要望書では、15 年度に引き続き県単事業として 3 項目の整備・拡充を求めました。特に現行の国庫補助単価（1,508,000 円）が、実際の運営経費と比べ著しく低く設定されていることから、独自に補助単価を 1000 万円程度（ 1 ）とより現実に則した設定に改め、県は国庫補助額のいかにかわらず、その 4 分の 1（250 万円程度）を補助額とすることを求めました（ 2 ）。

県による回答（現状報告）は、「国庫補助のある事業で、同様の目的となる運営費の県単補助を行うことは難しい。国に対して、国庫補助の基準額の引き上げについては要望しているところである。」と、否定的です。

- 1 1000 万円の算出根拠は、「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」に近い運営がなされている学童保育所の運営経費に、更に不足分を補って、望ましい運営経費の額としました。
- 2 補助単価 1000 万円のうち、半額の 500 万円は受益者負担としての保育料とし、残りの 500 万円を県と市町村が折半します。

市町村への県からの指導

学童保育は実施主体が市町村となっているため、地域によってその内容に隔たりがあります。これは、国における学童保育の明確なガイドラインが未整備だからですが、市町村内の単位学童保育ごとに実施内容に差が生じている現状は、利用者に極めて大きな不利益を与えています。画一的な基準は、効率的な運用や実情に合わせた保育に必ずしも合致しない場合がありますが、しかし、本来的に学童保育が果たすべき役割は、普遍のものであるべきです。そのためにも県は域内の市町村に対して、千葉県の学童保育のあるべき姿を示し、その実施に最大限の援助を行う責務があります。このことから、まず、学童保育のガイドラインを策定し、それを基に市町村へ適切な指導と援助を行うよう、県に要望しました。

国の補助金体制の大幅な変更によって、地方自治体の裁量が高まろうとしています。実際には、“削減された補助金の配分”の裁量です。各市町村で、財政難を論拠に学童保育の後退が図られないよう、県には一層の指導力が求められます。

県議会への請願、県知事県議会議員との懇談

平成 17 年 3 月、国の学童保育事業の予算組みが大幅に変更される動きがあり、県連協は、千葉県知事に緊急要望書を提出しました。この要望書への回答は、今後県知事との懇談会を設定し、その場で直接もらい、併せて文書での回答も求めています。

次世代育成支援行動計画について

県の次世代育成支援行動計画は、「次世代育成支援アクションプラン作業部会」(部長 鈴木真廣氏 富津市私立和光保育園園長)にて、2003 年 11 月から 05 年 3 月 9 日まで作業が進められ、県民会議を経て作成されました。その間、千葉県学童保育指導員労働組合連絡会と情報交換をしながら連携を図り、作業部会の傍聴を行ってきました。9 月のタウンミーティングへの参加や、骨子案が出た 2 月にパブリックコメントを各地であげることを呼び掛けました。

県の計画は 3 月でまとめ、学童保育については、放課後健全育成クラブとしてその数を増やす方向で充実されるよう計画されています。また、ガイドラインの作成を検討するという項目が入りました。

各市町村の行動計画もこの 3 月までに、作成されました。

千葉県の計画に関する情報は、以下のホームページで入手することができます。

「次世代育成支援アクションプラン作業部会会議録」児童家庭課少子化対策室

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/c_jika/jisedai/kaigiroku.html

「千葉県次世代育成支援行動計画について－未来をひらく、地域の子育て－」児童家庭課少子化対策室

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/c_jika/jisedai/keikaku.html

また、各地域においても、地域行動計画づくりに関してさまざまな動きがありました。流山市では流山学童保育連絡協議会の役員が、策定委員の1人になり、定期的に会合に出席し、学童保育について発言しました。また、千葉市においては、市が作成した行動計画について、千葉市学童保育連絡協議会として意見をまとめ千葉市に提出しました。

5 父母会活動と市連協活動を大に行おう

(1) がくどうまつりを今年も大きく成功させよう

第4回「がくどうまつり」は、今年も船橋市の後援を得て11月14日(日)に開催されました。今年の会場は2年ぶりに船橋駅北口の天沼公園に戻ったこともあって、朝からあいにくの雨模様ではありましたが、延べ700人を超える多くの参加者でにぎわうことができました。(うち、アンケートを回収できた子どもの数は297)

このまつりは、船橋市の学童保育関係者が一堂に集まり、交流できる場になること、子どもと父母、指導員が楽しく参加できること、まつりを通して学童保育の仲間の輪と連携を強めることができること、を目的に企画・運営されました。結果、市内55ルームのうち、12ルームの父母会プラス指導員が参加することができました。

今年も、遊びコーナーはすべて盛況で、担当者のうれしい悲鳴があちこちから聞こえてきました。また、今年初めて手作りおもちゃで有名な木村研さんにご登場いただき、「木村研さんの手作りおもちゃコーナー」を開設いたしました。こちらは大変な人気を博して、長い行列ができていました。その他、オープニングには父母会有志によるバンド演奏や、エンディングには巨大バルーンの打ち上げを行い、丸一日楽しめる企画が盛りだくさんで、参加した子どもたちにとっては最高の一日となったことでしょう。

まつりの運営に関しては、後援をいただいた船橋市児童育成課をはじめとする関係諸機関の皆様、参加して下さったルーム関係者の皆様、指導員、旧指導員、地域の方、まつり要員の皆様、実行委員の皆様、ご協力ありがとうございました。この場を借りて厚く感謝申し上げます。引き続き、来年度もまつりを成功させていきましょう！！

(2) 全てのルームに父母会を。多面的な活動を繰り広げよう

父母会の必要性を説明する機会をもうけました。父母会発足にあたり説明要請がありました。保育園父母会連絡協議会に協力要請をし、ルーム例会は、海上を女性センターで開催し、ルーム交流をしてきました。担当課懇談のお知らせを会員以外にもし、定例会や連協活動の紹介をしました。「がくどうほいくふなばし」の発行やホームページによって情報を伝え交流をはかりました。もうしあわせに賛同する官印も募りました。

(3) 学習・交流活動

全国学童保育研究集会

今年は10月23日～24日におおさかで開催された集会には、船橋市から6名参加し、全国の学童保育の施策の動向、実態保育内容などの交流をしてきました。様子は「がくどうほいくふなばし」で報告しました。

県連協と千葉県学童保育研究集会

県連協定例幹事会に出席しました。県国の施策や要望についての協議に加わりました。また船橋の状況を報告し交流をしました。第29回千葉県学童保育研究集会は船橋で開催しました。開催地として多くの父母会個人会員、賛助会員にも参加し県内の交流の場となりました。

船橋市保育問題協議会(市保問協)・「輝け船橋の子どもたち」

2月6日に「輝け ふなばしの子どもたち」を開催しました。実行委員長として会長が主催者あいさつをしました。分科会では、保育園年長児保護者のかたのアンケートを活用した準備をしました。

「公立保育園大好きネットワーク」

だいすきネットからの呼びかけに応え、「つどい」学習会「パレード」に参加をし、署名に取り組みました。

保育園父母会連絡会との連携した活動

連絡定例会にて学童保育の状況を説明する機会がありました。父母会があるところないところの違い、市連協で交流し情報を得ることの大切さを伝えてきました。アンケートの協力の依頼もしました。

(4) 月刊誌「日本の学童ほいく」誌を全父母に広げよう

今年は船橋からの記事が2回、写真取材も葛飾放課後ルームで行われました。

(5) 市連協の活動を支える財政を確立しよう

委託事業当初の丸山小学童保育やまぶきクラブ父母会OBから、連絡協議会運営維持のための寄付がありました。賛助会員の入会もありましたが会員数や事業活動など目標は達成されませんでした。

(6) 新役員体制を確立し、市連協の活動を前進させよう

役員体制を確立するとともに、毎月1回の定例会と役員会を開催し、ホームページを充実させ、「がくどうほいくふなばし」を発行してきました。

2005年度の活動方針（案）

1 ルームの増設と保育内容の充実を求め運動を進めましょう

(1) 父母と父母会の運動でルームの拡充に取り組んでいきます

市は放課後ルームの計画的な増設を進めようとしていますが、この原動力となったのは、増設を求める父母や父母会の精力的な運動であったといえます。市連協は、前年度に引き続き「増設を進める交流会」を開催し、父母会での運動の経験交流を行い、さらなる運動の前進を図っていきます。また、交流会での討議資料をまとめホームページに掲載し、各父母会での話し合いにも役立てていきます。

増設の形態が、空教室の活用やプレハブの新設による第2ルームとなるもの、現ルームの増設、図書室等との共用など様々な方法となっており、ルームによって保育水準に大きな較差が生まれています。当該ルームの父母や父母会と共に問題点を把握し、第2ルームによる運営上の問題点や最低限必要な設備等について検討を行い、市に対し要望していきます。

大規模ルームは問題が多いため、適正規模について話し合いを進めます。

八栄・宮本・葛飾に続き、法典西での父母の運動により移転増設を勝ち取った教訓に基づいて、ルーム拡充のために、あらゆる機会を通じて、粘り強く市に要望していきます。また、増設が図られないため多くの待機児童がでる事態が予測される場合は、緊急の対策を求めて申入れも行っていきます。

増設が必要なルームで父母会が結成されていないルームでは、保育園父母会連絡会などと共同し、父母との懇談を通じて、父母会結成を進めます。

(2) 4年生以上の児童が入所できるために、当面の緊急措置と条例改正を求めます

子育て支援計画策定に伴い実施された調査（平成14年度）では、小学校6年生までに延長を望む父母が53.7%に上っており、こうした結果を踏まえ、市に対し4年生以上も対象とする条例改正を求めています。

市に対し引き続きニーズ調査を行うよう求めています。

入所している3年生以上の児童に対して、次年度のルーム入所申込書が配布されるよう求めています。

上記の要望とあわせ、緊急の措置として特に要望の強い長期休暇中の入所を求めています。

(3) 父母・指導員・船橋市の協力体制をつくる問題

指導員と連絡を密にして、なんでも気軽に話し合える関係を築きます。

一昨年度から許可されている父母も参加できる行事開催がルームによって大きく格差があります。コミュニケーションを図る意味にも良い機会となるよう、指導員とよく話し合います。

引き続き学童まつりの後援、チラシの配布が実施できるように市に働きかけます。

保護者会には誘い合って出席するよう働きかけます。

積極的に父母会育成に関わるように市に働きかけます。

市連協主催でキャンプを実施し、ルーム内外の父母や指導員との交流をします。

(4) 指導員の安定した配置と安心して働ける待遇の改善

保育内容の充実には指導員が安心して働ける環境をつくることも重要です。そのために指導員の労働組合との連携をたもち、一致できる点は協力していきます。

ア、指導員が安定的に働ける労働条件を求めます。

イ、生活づくりが充実するために研修を求めます。

試行実施されている指導員の配置、昨年度から実施された開設時間延長によって、どんな問題があるのか実態を把握し、保育内容に係る問題があれば市に改善を要望します。

非常勤職員の年度途中の退職に伴う補充が速やかに行われるよう、補欠合格制度の導入等制度の改善を要望していきます。

保育内容の低下が懸念され、指導員にとっても高負担となる大規模ルームの解消をめざします。

2 2005年の市連協の船橋市に対する要望項目について

2005年度要望書(案)

日頃より放課後ルーム事業の発展にご尽力いただき、心からお礼申し上げます。今後も公設公営での放課後ルームの維持と放課後ルームが全児童対策事業と併用しないようお願い致します。

昨年度も4ルームの増設や移転を決定して頂きました。しかし、なお待機児童も多く、定員オーバーするルームが28ルームに増えました。今後は待機児童を絶対ださない措置をとってください。そのため次の点を要望します。

- a) 今年4月に定員超え入所となった22ルーム(増設計画のある2ルームを含む)について早急に増設計画を策定し、増設してください。
- b) 増設にあたっては、学区内に新設することも含め、当該ルーム父母・父母会及び指導員の意見を十分聞いて進めてください。
- c) 大規模ルームが増えその要因での事故等も増えています。40名を超える大規模ルームは順次分割・増設して適正規模にしてください。

障害をもつ児童を受け入れているルームでは、現在の指導員配置基準では、必ずしも対応出来ているとは思えません。各ルームでの業況を調査し条件整備を行ってください。

4年生以上の放課後ルームへの入所を希望する児童が増えています(今年度は84人)。そのため次の点を要望します。

- a) 「4年生以上の児童も積極的に受け入れるよう配慮されたい」(2001年12月20日の厚生労働省課長通知〔雇児発第114号〕)との通知に基づいて、4年生以上の児童を積極的に受け入れてください。
- b) 厚生労働省は「登録されなかった児童数」を把握して「利用したい児童全てが利用できるよう整備する」ことを方針として打ち出しています。4年生以上の児童についても入所募集し、希望者数を考慮したルームの増設を行ってください。
- c) 市の放課後ルーム条例を改正して、6年生までを対象児童としてください。
- d) 春休み、夏休みには4年生以上も定員の120%枠で入所出来るようにしてください。

e) 入所している児童の継続申し込みは、郵送以外に各ルームでも受け付ける様にしてください。また、3年生以上にも翌年度の入所申込書を配布してください。

市策定の非常時の連絡体制、避難計画を文書化して父母にも配布して下さい。(例えば、台風・震災・子どものけが等)

船橋市の放課後ルームは他都市と比較しても高水準の事業だと認識しています。その放課後ルームの設置及び運営基準を明確に文書化して下さい。

昨今、児童に対する暴力行為が増加するなか、避難口が一カ所しかないルームについては、早急に対策をしてください。また、各ルームに非常時にサイレンなど近隣に通報できる機材や防犯用器材を設置してください。さらにルームからの緊急通報が、一斉に関係機関(市・警察・消防・警備会社)に流れるシステムを随時導入してください。

おやつは学校の栄養士の意見も十分聞いて決めてください。市販のおやつにしてもメニューを例示し、指導員に情報提供してください。ルームによるおやつ工夫の差も著しくあり、指導員間の情報交換も行って下さい。

放課後の児童健全育成を目的とした事業である放課後ルームは、指導員及び父母の協力によって成り立ちます。よって以下の事項を徹底させて下さい。

- a) ルームでの子供たちの生活状況の報告として保護者懇談会の開催。(最低4半期ごとに)
- b) 指導員と父母の交流は、お互いの信頼関係を構築する上で非常に大切な事です。ルーム行事を父母の交流の場とし、父母も参加出来るような条件で(土曜日など)実施出来るよう行ってください。
- c) ルームの円滑な活動を支えるために学校で言うPTAと同様な関係を父母と指導員との間に構築するようして下さい。それに伴い父母会の設立育成に積極的に協力してください。

放課後ルームにとって指導員の役割は大変重要です。

- a) 「基本方針」に定めている、「放課後児童指導員(注:非常勤一般職)は、児童の定員40人に対して3人配置する」を今後も守ってください。
- b) 児童数が40人をこえるルームは、児童数に比例して(児童13人に指導員1人の割合で)放課後児童指導員(非常勤一般職)を配置してください。特に障害児を受け入れるルームにおいては、なお一層の配慮をして下さい。

c) 年度途中で放課後児童指導員（非常勤一般職）に欠員が生じた場合も、補欠合格者（採用待機者）から順次採用するなど、非常勤一般職と同等の資格者が補充されるような採用方法にしてください。

ルームでの格差をなくすため、指導員研修会に指導員情報交換の場を築いて下さい。

昨年度も多くの指導員が退職しています。これは重大な問題と考えています。子どもたちが安心して放課後ルームに通うためには、指導員が継続して働けることがどうしても必要です。指導員の賃金・労働条件、身分保障について抜本的な改善をはかってください。

一度に複数の指導員が異動するようなことは、原則としてやめてください。

公設公営に移行にあたり職を失った前指導員に対し、引き続き市の職のあっせんをしてください。

3 要望の実現をめざして国・県・市への働きかけを強めよう

国・県への要望は全国学童保育連絡協議会（全国連協）および千葉県学童保育連絡協議会（県連協）と協力してその実現を目指します。そのために全国と千葉県で行なう署名、要請行動にも積極的に取り組みます。

4 父母会活動と市連協活動を大に行おう

(1) がくどうまつりを今年も大きく成功させよう

船橋市の学童保育関係者が一堂に集まり、交流できる場として、子どもと父母、指導員が楽しい参加出来る「がくどうまつり」を開催します。また、まつりを通して学童保育の仲間の輪と連携を強めるため、各父母会が参加する実行委員会を組織し、みんなが楽しく参加できる企画を検討します。

(2) 今年新たにがくどうキャンプを企画します

学童保育に通う子どもと父母、指導員を対象に、「千葉県立水郷小見川少年自然の家」にて、「がくどうキャンプ」を7月30日・31日の1泊2日で実施いたします。キャンプを通して、子ども達の交流、父母や指導員との交流を積極的に進めます。

(3)全てのルームに父母会を。多面的な活動を繰り広げよう

全てのルームに父母会が設立されるよう広く呼びかけるとともに、父母会設立のお手伝いをします。

市連協未加入の父母会に、市連協加入を積極的に呼びかけます。また父母会のないルームには個人会員での加入を働きかけます。

定例会を開催し、各父母会の交流を積極的に進めます。

未加入父母会も含めて、定例会への参加を広く呼びかけます。

定例会では情報の共有と要望の集約を行い、その結果を積極的に行政と交渉します。

「がくどうほいくふなばし」の紙面で、各ルームの父母会活動を広く知らせると共に、父母会のないルームについても、「がくどうほいくふなばし」が配布できるよう工夫します。ホームページを利用した広報・宣伝活動も進めます。

保育園父母会連絡会など子育てに関わる団体との連携を密にし、学童保育関連の情報の集約、伝達に努力します。

(4)学習・交流活動

全国学童保育研究集会

今年は10月22日～23日に神奈川県で開催されます。多数の参加で成功させ、交流を深めましょう。

県連協と千葉県学童保育研究集会

今年も県連協との連帯を引き続き強めます。千葉県学童研究集会(四街道)成功のために活動します。

船橋市保育問題協議会(市保問協)・「輝け船橋の子どもたち」

第14回「輝け船橋の子どもたち保育・教育・市民のつどい」は、2006年2月5日に行われる予定です。実行委員会に参加し、記念講演のテーマや講師の希望を出していきます。学童保育分科会では、新規に放課後ルームに入所する父母の疑問や要望に答える内容を中心に企画し、あわせて参加者の交流も図ることとします。保育園父母会連絡会などと協力し、参加者を広げる取り組みを工夫します。

「公立保育園大好きネットワーク」

公的保育の後退となる公立保育園の民間委託に反対する「公立保育園大好きネットワーク」に

参加し運動を進めます。

保育園父母会連絡会との連携した活動

具体的な取り組みとしては、

ア、保育園の卒園児への働きかけ

・「がくどうまつり」のピラを配布し招待します。民間保育園にも、対象父母にピラの配布をお願いします。

・12月にアンケートを行います。また、放課後ルームや父母会活動を紹介するピラを作成します。

・各父母会で対応する保育園父母会に、ルームや父母会を紹介する機会を設けるよう依頼します。

イ、保育園父母会連絡会との交流を進め、定例会で訴えるなど、共同を一層進めます。

(5) 月刊誌「日本の学童ほいく」誌を全父母に広げよう

市連協の定例会で、「日本の学童ほいく誌」を使ってミニ学習会を行います。各父母会でも、ミニ学習会を計画しましょう。

各父母会単位で30%以上の普及を目指しましょう。

ルームや父母会の様子を投稿するなど、紙面作りに積極的に参加しましょう。

(6) 市連協の活動を支える財政を確立しよう

市連協会費について

今年度も父母会加入世帯数での納入を基本に、各父母会の実情に応じ、会費納入をお願いします。

会員の拡大

市連協の財政の確立には、会員数の拡大が必須です。そのために、定例会への参加の呼びかけや「がくどうほいくふなばし」の配布の拡大を進めたり、ルーム増設運動を行いながら、父母会の結成の援助や、未加入父母会への呼びかけを積極的に進めます。

賛助会員の拡大

昨年度からスタートさせた保護者OB、指導員OBの方を対象とする賛助会員の拡大に引き続き取り組みます。賛助会員の会費は年3,000円以上とします。

事業活動

『がくどうまつり』での事業活動を行います。

経費の削減

引き続き収入に見合った支出に収まるよう注意し、単年度で赤字を出さないことを原則とします。

ただし、運転資金が不足する場合は、事務所移転積立金より借用します。

(7) 新役員体制を確立し、市連協の活動を前進させよう

定例会開催が活動の基本

昨年度に続いて、原則、毎月第四金曜日19時45分から月1回の定例会とそのための役員会を開催し活動を進めます。定例会では、各ルームの交流を重視します。

「がくどうほいくふなばし」と市連協ホームページで広く活動を交流しよう

ア、「がくどうほいくふなばし」の毎月発行をめざします。「ほのぼの保育報告」や各父母会のコーナーを充実させます。

イ、ホームページは、ニュースや増設の運動に役立つ資料なども掲載し、会員間の情報交換にたいへん役立ってきました。引き続き掲載内容の充実に努力します。

役員を選出について

ア、役員選出にあたっての基本的な考え方

・父母会のないルームに父母会を作り、父母間の交流を図り、保育内容を向上させるなど、全市的視野に立って運動を進めるためのしっかりとした役員体制を確立する必要があります。

・全父母会から役員を出すことを基本に、未加入の父母会や父母会のないルームの個人会員や指導員など、現役を運営の中心としつつ、経験や継続性も重視してOBからも選出します。

イ、役員を選出方法

・別紙のとおり役員を提案します。

・ただし、単位父母会や他団体との調整もあるため、7月・9月・1月の定例会で補充する役員を提案し承認を受けます。

・各ルームからぜひ1名は選出いただけるよう検討しましょう。

ウ、今年度の役員体制 全体で25人程度の体制をめざします。

会長 1名 副会長 3名

事務局長 1名 事務局次長 2名 事務局員 若干名

幹事 10名程度 (学習広報部、がくどうまつり担当、父母会担当、日本の学童保育誌、
県連協担当、市保問協担当)

会計 1名 会計監査 2名

<千葉県学童保育連絡協議会 定期総会議案より抜粋>

(1)学童保育のいま

学童保育が法制化されて以降、学童保育は増え続けています。2004年5月1日現在、全国には2,428市町村に14,678か所で開設されています。この1年間で881か所増えて、法制化された1998年の1.3倍になっています。また、2004年の学童保育入所児童数は推計57万人となっており、1998年の1.7倍に増えています。しかし、まだまだ不足しているのが実態で、小学校数と比較した「設置率」はようやく6割になったところです。母親が働いている小学校低学年児童のうち、学童保育に入所している子どもは4分の1程度にすぎません。いまだに多くの子どもたちが、不安で寂しい放課後や学校休業日を過ごしています。

利用希望者が急増する中で、定員を定めて運営している学童保育では待機児童問題が広がり、同時に大規模問題が大きくクローズアップされてきました。「1小学校区に1学童保育」ととられず、1施設を40人以下の適正規模とした学童保育を、必要とする数だけ整備していくことが早急に求められます。

施設の公設化が進み、8割以上となっています。内訳を見ると児童館内の割合が減少し、余裕教室や公共施設利用が増えています。公的責任で施設が確保されるようになったことは前進ですが、内容は貧困なままです。児童一人当たりの面積が2.73㎡と狭く、静養室がない(4割)、プレイルームがない(5割)、専用台所がない(4割)、専用トイレがない(5割)、専用電話がない(3割)など「子どもの生活の場」にはふさわしくない実態です。余裕教室活用では、ほとんど改修せず間借り的に利用している場合も多く、大部分が1教室分です。

開設日は土曜日開設も含め増えています。また働く親の要望に沿った開設日になっていない自治体も多くあります。開設時間は延長されていますが、保護者の勤務形態が多様化しているため、夜間や日曜の開設を望む声も聞かれます。

行政が規定する対象児童は「3年生まで」が多数を占めていますが、この間「4年生以上」を対象とするところが増え、公営でも5割が高学年を受け入れています。

障害児の学童保育入所の要望も強まっており、受け入れ施設数(約4,000か所)、入所児童数(約7,200名)共に5年前と比べ2倍以上となっていますが、国の補助制度があるものの条件整備が進んでいないため、現場に大きな負担がかかっています。

指導員の実情は、新たな困難を抱えて深刻になってきています。学童保育の増加に伴い指導員も増え、全国では約48,000人が指導員として働いています。1施設当たり平均

3.47 人で、5 年前（2.4 人）と比較すると大きく増加していますが、不安定な雇用や貧しい待遇を理由に退職者が多く、経験の浅い指導員が多く占め、指導員の半数は勤続 3 年未満です。また、一部の市町村では指導員としてシルバー人材センター派遣のお年寄りを配置したり、運営そのものをシルバー人材センターが請負う所も生まれてきています。

国の進める「三位一体改革（税源移譲・補助金廃止・地方交付税見直し）」によって、学童保育の運営主体に大きな変化が生まれてきています。自治体直営の学童保育所が減り（47.3%）、公社・社会福祉協議会委託の学童保育が増えています（13.3%）。また、私立保育園等が経営する法人運営も急増しています（12.2%）。一方、父母会や地域運営委員会が運営する学童保育は減少し、全体の 30%弱になっています。民間企業の参入も始まっています。ここで注目しなければならないのは、公共施設の運営管理を行政が直営する以外は「指定管理者制度」によって民間企業が代行できるようになったことです。このことにより、民間企業参入に拍車がかかることが予想されます。国と自治体が学童保育の明確な基準を持たない中で、保育内容や指導員の労働条件が維持され、父母の参加が保障されるのかなどの懸念が広がっています。

2003 年 4 月から川崎市が学童保育を廃止して「全児童対策事業」を推進しています。当初 35,000 名の登録児童が、2004 年 4 月では 25,000 名と 1 万名も減少し、留守家庭児を中心とする定期利用者も 7,700 名から 5,000 名と激減しています。この間私たちが「目的の異なる 2 つの事業を統合することに無理がある」と指摘してきたことが、事実として証明され、両方の事業が成り立たなくなったといえます。しかしながら、全国の政令指定都市を中心に広がりを見せています。「学童保育」と「全ての児童を対象とした事業」という役割の異なる 2 つの事業を、それぞれに発展させてゆく必要性があります。また、昨年度から文部科学省が推進している「子どもの居場所づくり新プラン」の「地域子ども教室推進事業」に対しても、学童保育とは異なる事業であることを明確にしていく必要があります。

都道府県の単独事業は国の施策改善によって変化が見られ、小規模補助や障害児補助について国の基準に満たない所を単独事業で補助する都道府県もありますが、国の補助制度の対象範囲が拡大されたことにより、廃止する都道府県もあります。埼玉県や石川県では、独自に「放課後児童クラブの運営基準」を作成し、基準を基にした運営を市町村に働きかける動きもあります。都道府県には、第 2 種社会福祉事業の届出・監督義務があり、都道府県主催の研修実施や市町村に対して、法制化や新エンゼルプランに基づく実施を促す役割があります。特に「次世代育成支援対策推進法」に基づく「地域行動計画」の実施が求められています。

このような国や自治体の動きや考え方は、学童保育の固有の役割はどのような内容で保障され、どんな条件整備や内容が必要なのかという点でまだまだ共通理解と合意にな

っていないことと、国の社会保障、社会福祉や保育に対する考え方、自治体の財政抑制策にも大きく影響されていると考えられます。

「働く親をもつ子どもには学童保育を」という社会的な合意をつくりながら、私たちの願いに応える学童保育をつくり上げること、それを保障する国と自治体の制度、施策をつくっていくための私たちの運動が求められています。

厚生労働省からの補助金

放課後児童権健全育成事業（運営費）

総額 94 億 7000 万円（今年度比 7 億 4800 万円増）

補助対象か所数 13,200 か所（今年度比 800 か所増）

補助単価 1,686,000（基本部分：20 名以上 281 日以上開設）

長時間開設加算 310,000 円（281 日以上開設）

障害児受入加算 689,000 円（281 日以上開設）

参照 14 ページ 4. 私たちの望む学童保育制度をつくる運動を進めましょう。

(1) 全国学童保育連絡協議会活動報告

放課後児童クラブ等支援事業（新規事業）：1 市町村あたり年間 673,000 円

これまでの放課後児童等の衛生・安全対策事業（民間学童保育所の健康診断補助：一人当たり 4200 円）と「ボランティア派遣事業」「ボランティア派遣事業の追加」（指導員の補助）をなくし統合することになった。

健康育成支援事業 2,500,000 円

これまでの「職員資質向上費（学童保育指導員を対象として都道府県・政令市・中核市がそれぞれ主催する研修費補助（年間 50 万円）が「地域組織（母親クラブ）連絡協議会助成事業」と「地域子育て環境づくり支援事業（児童委員会の研修会）」と一緒に大括りされました。

「全児童対策事業」への補助金

文部科学省の補助事業

余裕教室の転用促進

公立学校の余裕教室等であって「子育て支援のための拠点施設」へ転用を行う場合「施設整備費」として補助単価 3,290 万円（全額国負担）

「子どもの居場所づくり新プラン」構想の新規事業

「地域子ども教室事業（3 年間の限定事業）」：初年度 70 億

* 「この事業は学童保育とは役割が違う（文部科学省）」ものだが、地方自治体レベルではこの補助金を受けて「全児童対策事業（余裕教室等を活用して全ての児童

と対照とした遊び場提供事業)」を推進する一方で、学童保育を縮小廃止しようとする動きがあります。

(2)働く親と子どもたちの実態

最近のマスコミを通した政府の経済状況の発表では、景気回復の兆しが現れているとされていますが、働く者にとっては実感がありません。改善されたといっても、依然と高い失業率、「合理化」リストラによる配置転換・出向、人員削減・希望退職募集や退職の強要など、状況は改善されていません。母親の仕事・職場での賃金・昇進での男女差別、短期雇用・パートや派遣労働などの不安定な就労形態の拡大などますます厳しい状況になっています。また、裁量労働制の職場が拡大（長時間労働やサービス残業の増加）し、子育てをしながら働く親たちにとって厳しさは増すばかりです。年々単身家庭も増え続け、特に母子家庭の多くは不安定雇用と低賃金で働いています。こうした中で、家庭生活と仕事の両立・男女雇用均等の願いも広がっています。働きながら子育てをする親たちの就労と生活環境の悪化は、子どもたちの生活や成長にとって大きな問題をもたらすこととなります。

国連子どもの権利委員会が日本政府に勧告しているように、日本の子どもたちは「高度に競争的な教育制度のストレスにさらされていることおよびその結果として余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより発達傷害にさらされている」状況にあります。子どもたちを早い時期から「できる子」「できない子」に選別して競争を強い、「新学力観」に基づく新たな教育競争、「教育基本法改正」の動きや「学習指導要領」の見直しによる変則カリキュラムでの学校運営、教育の民営化につながる学校のスリム化、教員の管理統制・学校選択性の導入（松戸市など）等、新たな混乱を持ち込まれながら、管理主義、競争主義をいっそう強めています。低学年から授業が成立しない「荒れ」や「学級崩壊」が常態化し、深刻な社会問題となっています。また「メディア漬け」の子どもたちは絶えず消費刺激をあおられて、常に消費社会のストレスにさらされ、子ども時代に必要な豊かな時間・空間・仲間が奪われています。

家庭での児童虐待問題も深刻な社会問題となっており、核家族などによる親の子育て力の低下や、地域社会の支えの希薄化により、専業主婦も含めた子育ての孤立化が進行しています。青少年を巻き込んだ犯罪や重大事件も後を絶たず、安心して地域で生活できなくなっています。

私たち大人は、子どもたちに「豊かな子ども時代」を保障しなければなりません。こうしたさまざまな問題状況の中で生きていく親と子どもたちの実態を踏まえ、一人一人の子どもにとって安心できる生活の場、働く親たちが安心して子どもを託せる学童保育をつくっていくことがますます必要となっています。

(3) 県内の学童保育の状況

	2004 年	2003 年	2002 年
学童保育数	557	533	494
設置市町村数	71	66	64

法制化を受けて、学童保育所の新設が急速に進んでいます。現在約 22,000 人の子どもたちが学童保育を利用しています。しかし、千葉県も全国の例にもれず、以下のような問題を抱えています。

大規模（多人数）学童保育所の急増（04 年版『千葉の保育運動資料集』より）

40 名以上：337 か所（68.7%）（昨年は 200 か所）

70 名以上：89 か所（16.2%）（昨年は 25 か所）

100 名以上：4 か所

「1 小学校区 1 学童保育所」では、安全で安心できる保育が困難になっている地域が急増しています。

運営形態の変化・突然の施策変更

a. 「国の三位一体改革」や「市町村合併」に関連して、さまざまな運営形態が検討されており、補助金の大幅削減を目的とした施策の変更が突然提示され、執行されています。

- * 千葉市：次世代育成支援対策の「子どもルーム事業」の役割に「仕事と家庭の両立支援」に加えて「地域におけるこどもの居場所を確保する」ことが明記され、「全児童対策事業」として事業展開される危惧。
- * 八千代市：社会福祉協議会委託から、将来は指導員のパート化による公営（直営）化が予想される。今年度から保育時間の 30 分延長、保育料の 50% 値上げ、1 ヶ所が法人（民間保育園）へ移譲。次世代育成行動計画では、17 ヶ所から 19 ヶ所に増設の計画あり。
- * 船橋市：非常勤職員の「育児のための欠勤休暇制度（無給・復職前提）を新設（生後 1 年 6 か月まで）。
- * 松戸市：今年度から法人委託事業の予定を反古し、補助事業を継続。
- * 柏市：今年度、沼南町と合併以後、保育時間の 30 分延長と保育料の 1,000 円値上げ。
- * 四街道市：平成 18 年度より「指定管理者制度」導入予定。
- * 白井市：市が障害児保育加算の基準の引き下げ、指導員研修費の減額がなされ、今後父母負担の増加を含め、障害児受け入れの体制の見直し論議が求められる。
- * 市川市：「指定管理者制度」の導入による民間委託がはじまる。
- * 流山市：昨年度削減した学童保育予算を復活すると市は約束したが、それが反

古にされると、運営は危機的状況になる恐れ。

- * 野田市：公設公営から公設民間委託へ。
 - * 習志野市：高学年保育と保育時間延長の要望は強いが、実現見込みは不確定。
 - * 浦安市：国内でも例が少ない、民間企業による学童保育所（2か所）が開設される。
- b. 指導員の実態は、補助金方式や委託方式をとっている学童保育では、指導員を雇用している「使用者責任」にも問題があります。民営から公営化した市町村では給与が減少する場合も多く、関係者全体の合意づくりをしながら大幅な改善を図っていく必要があります。
- c. 千葉県の単独事業は「国の補完」にとどまり、障害児1名の学童保育所への年間15万円の補助だけで、全国他都道府県と比較しても極めて低水準です。全国的には予算措置が困難でも地町村への「指導・助言」を強めることで県内の学童保育所の拡充は進むことが実証されています。「共働」する立場を検討しながら、連携を強めてゆかなければなりません。

< 船橋市保育問題協議会 議案より抜粋 >

3. 市の動き

‘03年10月に策定された「財政健全化プラン」にもとづき、17年度4月から指定管理者制度により、全老人福祉センターと光風みどり園が民間委託されました。18年4月には、総合体育館、アンデルセン公園、海浜公園など18施設の指定管理者制度による民間委託が公表されています。

船橋の財政難の大きな原因は、大型公共事業です。そのトップに、ふなばしフェイスを含む船橋駅南口再開発計画があげられます。バブル時期の計画を不況が深刻になっている状況も省みず、ほとんどそのまま実行しています。こうした結果、船橋市は176億9000万円もの借金を抱え込むことになりました。その返済は30年も続き、市は返済のため自ら総合窓口、きらら館の賃料も払っています。

こうした子どもたちの代までも続く大型公共事業による借金体制を見直しをしない限り、船橋の財政は改善されません。